

# 随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	市民協働部くらし支援課
契約名称	くらし再建パーソナルサポートセンター事業業務
契約内容	くらし再建パーソナルサポートセンター事業業務一式
契約締結日	令和5年4月1日
及び契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般社団法人キャリアブリッジ
契約金額	30,800,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は生活困窮者の困窮度合いが重篤化する前に、的確かつ迅速にそれぞれの状況に応じた支援を行うことができるよう、庁内外の関係機関との連携強化を図り、本人の特性・状況等に応じた自立・支援を効果的に行うことを目的とした、総合相談機能と就労支援機能及びこれに付随する自立支援事業である。</p> <p>相談者が増加していくなかで、相談者の中には複雑な就労阻害要因を抱えているケースが増えてきており、これらに対しては医療、福祉、人事・労務等の資格・経験を有する専門家によるチーム支援を行い、社会資源と協力、連携して対応していく必要があるが、地域就労支援センターだけではこれらの専門家の確保ができない。</p> <p>これらの複雑な課題を解決していくためには、豊中市の取組を理解したうえで、地域の社会資源と連携していく必要があるが、こうした支援が可能な民間の専門的な人材を有する法人を見つけることは困難である。またコロナ禍の影響により、深刻な相談が増加しており、従来以上に継続的に切れ目なく支援が行われる必要がある状況を考慮し、令和5年度において本件は競争に適さないと思慮されるため、一般社団法人キャリアブリッジを委託事業者に選定するものである。</p>